

題となつた事例は少ないようである
（上尾市福祉会館使用不許可事件は、集
会の利用目的が施設の設置目的に反す
るか否かについて詳細に検討してあり
参考になる。）。

しかしながら、右最高裁判決が「地方自治法二四四条にいう普通地方公共団体の公の施設として、本件会館のように集会の用に供する施設が設けられている場合、住民は、その施設の設置目的に反しない限りその利用を原則として認められることになる。」と判示しているとおり、公の施設について、当該施設の種類、規模、構造、設備等の点からみて、その利用を不相当とする事由が認められる場合に利用を拒否することが地方自治法二四四条二項の「正当な理由」に当たるとすることには異論をみないであろう。この点に関し、集会の自由をそのための場所的条件の充足を公権力に請求する積極的権利としてとらえようとする学説もみられるが、このようなどらえ方にはなお問題があるとされている（佐藤（幸）・芦部編・憲法II五七〇頁、浦部・註釈日本国憲法上四四三頁）。本決定も、利用目的が当該施設の設置目的に反するときは、右「正当な理由」に当たるとし、そのうえで、設置目的をどのように定めるかについては、それが合理性

う。を有するものである限り、施設の管理者側に相当程度の自由な裁量権が認められるが、当該設置目的に反するとの理由で使用不許可や使用許可の取消を行う場合に管理者側に自由な裁量権があるとはいえないであろ

必要性の疎明は低くても必要性は肯定されると考えられている（司法研究報告書三四輯一号「行政事件訴訟法」四に基づく執行停止をめぐる諸問題）六頁他）。本決定は、その理由からも分かるように、本案の理由の疎明の高さから必要性の要件を肯定したものと考えられる。

六 集会目的の公の施設の使用許可取消処分の執行停止（ただし、公其の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ又有無が問題とされた事例）の事例としては、京都地決平2・2・20判時二三六九号九四頁、岡山地決平2・2・19本誌七三〇号七四頁、東京地決平3・3・7・15判時一四〇三号二三頁（いずれも認容）、熊本地決平3・6・13本誌七七七号一一二頁（却下）等があ

児童公園の使用不許可処分について、公共施設（児童公園）の利用希望希望競合の場合の判断基準、児童公園が「専ら児童、幼児等の利用に供することを目的とする」ことを理由に、集会目的の申請を拒否できるか否かが争われた事例として那覇地判平8・3-28法教一九九六・九月号一〇二頁がある。

申 申
立 立
人 人
近 藤 ゆりて
山 田 田 武
田 田 秀 樹
参 二

判例タイムスNo.922(1997.1.1)

申立人近藤ゆり子は、肩書き住所地に居住し、同会の事務局の仕事を担当し、後記の本件施設の各使用許可申請において会場責任者として届け出ている。

被申立人は、大垣市スイトピアセンター条例（以下「本件条例」という。）により、「地方自治法」四四条一項にいう「公の施設」たる大垣市学習館・文化会館（以下「本件施設」という。）についての使用許可及び許可取消の権限を有する者である。

2 申立人らは、「徳山ダム・建設省との対話集会」（以下「本件対話集会」という。）に使用するため、平成八年七月二十四日被申立人に対し、行事の目的と内容・対話集会、入場人員八〇名、使用期間・同年一〇月一〇日午後一時から午後五時まで、使用場所・会議室を求める会」として本件施設の使用許可をし、被申立人は、即日右使用の許可をした。

3 次に、申立人らは、本件対話集会に使用するため、平成八年八月一日被申立人に対し、行事の目的と内容・対話集会、入場人員四〇名、使用期間・同年一〇月一〇日午後五時から午後九時まで、使用場所・会議室4、使用団体名を「徳山ダム建設中止を求める会」として本件施設の使用許可をし、被申立人は、即日右使用の許可をした。

4 さらに、申立人らは、「徳山ダム建設反対全国集会」（以下「本件全国集会」という。）に使用するため、平成八年八月二十四日に本件施設の使用許可申請をした。

ム建設反対全国集会」（以下「本件全国集会」という。）に使用するため、平成八年八月二十四日に本件施設の使用許可申請をしたものである。

本件全国集会は、全国から約二〇〇名が参加する予定であり、申立人らは、本件施設の使用許可のあつた後、本件施設の使用許可の申請をし、被申立人は、即日右使用の許可をした。

5 被申立人は、同年八月三〇日申立人らに対し、本件集会が本件施設の設置目的に違反することを理由として、前記各使用許可を取り消す旨の処分をした（以下「本件取消処分」という。）。

6 申立人らは、同年六月ころから、同年一一月二三日に大垣市でダム建設問題等と取り組む活動をしている団体の総会を開催し、翌二四日に徳山ダム建設中止を求める会・行事の名称「徳山ダムを考える学習会」、行事の目的と内容「学習会」、入場人員七〇名、使用期間・同年二月一〇日午前九時から午後四時まで、使用場所・会議室4と/or本件施設の使用許可申請を許可し、右日時に同団体による使用がされている。

7 ところで、被申立人は、平成八年二月八日付けで、使用団体名「徳山ダム建設中止を求める会」、行事の名称「徳山ダムを考える学習会」、行事の目的と内容「学習会」、入場人員七〇名、使用期間・同年二月一〇日午前九時から午後四時まで、使用場所・会議室4と/or本件施設の使用許可申請を許可し、右日時に同団体による使用がされれている。

また、本件施設では、「西美濃の環境浄化を進める会」の主催する環境シンポジウムや、「くらし、しぜん、いのち県民ネットワーク」の主催する西濃の水とくらしを考える会の開催も予定されている。

前から受け付けることになっていたため、本件全国集会の三か月前である同年八月二十四日に本件施設の使用許可申請をしたものである。

本件全国集会は、全国から約二〇〇名が参加する予定であり、申立人らは、本件施設の使用許可のあつた後、本件施設の使用許可の申請をし、全国集会についてのちらしを印刷し、全国に約三五〇〇枚ほど配布した。

また、本件対話集会には、建設省中部地方建設局河川部と水資源開発公団

中部支社建設部の各担当者の出席が予定されており、すでに、同年一〇月一〇日に本件施設において対話集会が行われることを前提にして出席と進行についての打合せを始めている。

8 ところで、被申立人は、平成四年二月二日第一項に基づき、公の施設四四条の二第一項に基づき、公の施設し、それと前後して建設省との対話集会を開催することを計画して、会場の確保や建設省担当者に出席等の打診を行っていたところ、同年七月二四日建設省及び水資源開発公団担当者らから同年一〇月一〇日に本件施設で行う対話集会に参加する旨の回答が得られたため、同日被申立人に本件施設の使用許可申請をしたものであり、また、本件施設の申込みが使用予定日の三ヵ月

被申立人は、本件条例八条一項四号の「教育委員会が特に必要と認めるとき」には、本件施設の設置目的に違反するところ、本件集会は、右設置目的に反するものであり、同号に基づいてした本件取消処分は適法であるから、本件申立は、行政事件訴訟法（以下「法」という。）二五条三項の「本案について理由がないとみえるとき」に当たると主張する。

1 本件施設は、地方自治法二四

四条にいう公の施設に当たるから、被申立人は、正当な理由がない限り、住民がこれを利用することを拒んではならず（同条二項）、また、住民の利用について不当な差別的取扱をしてはならない（同条三項）。本件条例は、同法二四条の二第一項に基づき、公の施設である本件施設の設置及び管理について定めるものであり、本件条例六条、八条一項の各号は、右の正当な理由を具體化したものであると解される。

2 本件についての理由

被申立人は、本件条例八条一項四号の「教育委員会が特に必要と認めるとき」には、本件施設の設置目的に違反するところ、本件集会は、右設置目的に反するものであり、同号に基づいてした本件取消処分は適法であるから、本件申立は、行政事件訴訟法（以下「法」という。）二五条三項の「本案について理由がないとみえるとき」に当たると主張する。

照)。よつて、本件条例八条一項四号「教育委員会が特に必要と認めるとき」には、本件施設の設置目的に違反するときが含まれると解すべきである。

申立人らは、憲法が保障する集会の自由の重要性から、設置目的を理由とする施設の許可の取消は許されない旨主張するが、そもそも、集会の自由は、そのための場所的条件の充足を公権力に請求する積極的権利であるとは言えないから、申立人らの右主張は理由がない。

しかしながら、基本的人権としての集会の自由の重要性に照らすと、集会の自由の制約は経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない(最高裁昭和五〇年四月三〇日大法廷判決・民集二九巻四号五七二頁参照)こと、及び本件取消処分が集会に対する事前抑制の性質を有するから、集会の自由の不当な制限にならないために、設置目的による制約であつても、それが明確な基準によりなされることが必要であるといえり。

2 以上を前提に、本件集会が本件施設の設置目的に反するものか否かを判断する。

まず、本件施設の設置目的についてみると、本件条例によると、スイトビーセンターの設置目的は、「市民一人一人が生涯を通じて自己啓発・自己研修に努め、自己実現を図り、生き甲斐の

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行うことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定されている。

前記のとおり、設置目的による制約であつても、それが明確な基準によりなされることが必要であるところ、本件条例に定める本件施設の設置目的は、生涯学習や教育文化的活動の推進という多義的・抽象的なものであるから、本件施設の使用許可申請に対する許否の判断は、集会の性質・内容について管理権者の価値判断を許容することがないよう行われるべきである。また、本件施設の現実の利用実体、さらに一旦使用を許可した後にこれを取り消す場合は、使用できることを前提に行動した許可申請者の利益を無視することはできないこと及び本件条例八条一項が同条による許可使用の取消によつて使用者が受けた損害について市が責任を負わない旨規定していることなどを考慮すると、一見明白に設置目的に反するといえる場合にのみ、これ

申立人の主張である徳山ダムの建設中止を求めて、建設の是非を巡つて建設省等の担当者との意見交換を目的とするものであり、本件全国集会は、申立人の活動である徳山ダム建設中止に向けた活動の報告と全国のダム建設等の問題に取り組む人達の交流・意見交換を目的とするものと解され、いずれも被申立人が主張するように、徳山ダム建設中止とという申立人らの主張しない意見を推進するための社会運動の色彩を帯びた集会であるといえる。

しかししながら、社会運動は、社会に生起する様々な問題に対して主体的に取り組み、その解決を目指して世論に呼びかけ、自己の主張を政策等に反映させることがあり、そこには自己啓発・自己研修・自己実現等学習の要素が多分に含まれているから、生涯学習ないし教育文化的活動とは別の次元に属する人間活動であるとは到底いえな。さらに、前記一七に認定した本件施設の利用状況等も総合すると、本件集会は、一見明白に本件施設の設置目的に反するとはいえない。

1 本件対話集会について

前記一に認定した本件対話集会の日程、申立人らが本件施設での開催を計画するまでの経緯、開催準備状況、右

集会が建設省等の担当者との対話集会であることから、開催場所が変更され

た場合、特にその後の準備に期間を必要とすることが予想されることなどからすれば、本件対話集会の参加予定者数が八〇名(会議室5)、四〇名(会議室4)とその規模が比較的小さいことを考慮しても、申立人らにおいて本件対話集会の予定日までに他の代替会場を確保して開催場所を変更することは、事実上不可能なものと考えられる。

2 本件全国集会について

確かに、本件取消処分がなされてか

ら、本件全国集会の開催予定日である平成八年一一月二四日までは約三か月

間もの期間があり、その集会の予定人数が二〇〇名であることから、他の代替会場を確保することは可能のよう

ものであり、違法である。

したがつて、本件申立は、本案につ

ての開催を計画するまでの経緯、すで

に本件全国集会を行つ旨のちらし等を

みみえる。

しかしながら、申立人らが本件会場

に努め、自己実現を図り、生き甲斐の

人生を通じて自己啓発・自己研修の

ためであり、違法である。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

三 回復困難な損害を避けるための緊急の必要性

被申立人は、他の代替会場を確保す

ることが可能であるから、本件は、法

二五条二項の「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要」がない旨主張す

る。

前記一に認定した本件対話集会の日程、申立人らが本件施設での開催を計画するまでの経緯、開催準備状況、右

集会が建設省等の担当者との対話集会であることから、開催場所が変更され

た場合、特にその後の準備に期間を必

要とすることが予想されることなどか

らすれば、本件対話集会の参加予定者

数が八〇名(会議室5)、四〇名(会議室4)とその規模が比較的小さいこと

を考えても、申立人らにおいて本件

対話集会の予定日までに他の代替会場

を確保して開催場所を変更すること

は、事実上不可能なものと考えられる。

2 本件全国集会について

確かに、本件取消処分がなされてか

ら、本件全国集会の開催予定日である

平成八年一一月二四日までは約三か月

間の期間があり、その集会の予定人

数が二〇〇名であることから、他の代

替会場を確保することは可能のよう

にみえる。

しかしながら、申立人らが本件会場

に努め、自己実現を図り、生き甲斐の

人生を通じて自己啓発・自己研修の

ためであり、違法である。

したがつて、本件申立は、本案につ

ての開催を計画するまでの経緯、すで

に本件全国集会を行つ旨のちらし等を

みみえる。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ることができないこと及び本件条例八

条二項が同条による許可使用の取消に

よつて使用者が受けた損害について市

が責任を負わない旨規定していること

などを考慮すると、一見明白に設置目

的反するといえる場合にのみ、これ

を理由とする使用許可取消される

と解すべきである。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ことができないこと及び本件条例八

条二項が同条による許可使用の取消に

よつて使用者が受けた損害について市

が責任を負わない旨規定していること

などを考慮すると、一見明白に設置目

的反するといえる場合にのみ、これ

を理由とする使用許可取消される

と解すべきである。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ことができないこと及び本件条例八

条二項が同条による許可使用の取消に

よつて使用者が受けた損害について市

が責任を負わない旨規定していること

などを考慮すると、一見明白に設置目

的反するといえる場合にのみ、これ

を理由とする使用許可取消される

と解すべきである。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ことができないこと及び本件条例八

条二項が同条による許可使用の取消に

よつて使用者が受けた損害について市

が責任を負わない旨規定していること

などを考慮すると、一見明白に設置目

的反するといえる場合にのみ、これ

を理由とする使用許可取消される

と解すべきである。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ことができないこと及び本件条例八

条二項が同条による許可使用の取消に

よつて使用者が受けた損害について市

が責任を負わない旨規定していること

などを考慮すると、一見明白に設置目

的反するといえる場合にのみ、これ

を理由とする使用許可取消される

と解すべきである。

そこで、本件集会の性質等をみると、本件記録によると、本件対話集会は、

ある生活を送るため、生涯学習の総合的な推進を図ること」(条例一条)、学

習館の設置目的は、「市民が生き甲斐と潤いをもつて様々な学習と活動を行う

ことを支援促進すること」(条例三条)、文化会館の設置目的は、「市民の芸術文

化及び社会教育の向上と福祉の増進を図ること」(条例一五条)と規定され

ている。

前記のとおり、設置目的による制約

であつても、それが明確な基準により

なされることが必要であるところ、本

件条例に定める本件施設の設置目的

は、生涯学習や教育文化的活動の推進

という多義的・抽象的なものであるか

ら、本件施設の使用許可申請に対する

許否の判断は、集会の性質・内容につ

いて管理権者の価値判断を許容するこ

とがないよう行われるべきである。ま

た、本件施設の現実の利用実体、さら

に、一旦使用を許可した後にこれを取

り消す場合は、使用できることを前提

に行動した許可申請者の利益を無視す

ことができないこと及び本件条例八

全国に配布していること、本件取消処

分後の申立人らの代替会場の検討の結果及び本案の理由の疎明の程度に照らせば、開催予定日までの期間や右集会の規模を考慮しても、申立人らにおいて本件全国集会の予定日までに他の代替会場を確保して開催場所を変更することは、事実上不可能なものとみるべきである。

3 そして、本件集会の中止等による不利益は、その性質上金銭的補償によって事後にこれを回復することが困難なものと解される。よって、本件取消処分については、これにより生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるものというべきである。

四 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ

本件取消処分の執行を停止した場合、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると一応認められるような具体的な事情の疎明はない。従つて、右執行停止によって公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるということはできない。

五 結論

よつて、申立人らの本件申立は理由があるからこれを認容することとし、申立費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して主文のとおり決定する。

頭清貴 裁判官明石万起子
(裁判長裁判官谷口伸夫 裁判官鬼

別紙 〈省略〉